

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案

現行制度を巡る課題

高速自動車国道の整備過程の透明性

高速自動車国道の整備過程の透明性について、国幹会議における審議が形式的・不十分であり、国会等で厳正にチェックすることとすべきとの指摘がある

高速道路の利便増進へのニーズ

高速道路における交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るための車線の増設、ミッシングリンクの解消など、高速道路の利便増進に対するニーズがある

法改正等の概要

高速自動車国道の整備過程の透明性の向上

国幹会議は廃止し、国会、第三者機関で十分にご審議いただくことにより、関係都道府県等からの意見聴取と併せて、高速自動車国道の整備の内容を厳正にチェック

国会等によるチェック

高速自動車国道の整備効果を広く国民に明らかにするため、国に対し、事業評価の結果等の公表を義務付け【法律】

※国会による厳格なチェックを可能とするため、予算審議に向けて事業評価の結果を公表【予算】

第三者機関によるチェック

整備の各段階ごとに、社会資本整備審議会で審議し、学識経験者が計画の妥当性等を専門的な視点からチェック【法律】

地方公共団体によるチェック

整備計画の作成等の前に、関係都道府県等の意見を聴取【現行法】

高速道路利便増進事業の拡充等

高速道路ストックを有効活用し、通行者等の利便の増進を図るため、高速道路利便増進事業のメニューを追加【法律】

事業メニュー

- ・料金の引下げ
- ・スマートICの整備
- ・IC（スマートIC以外）、JCTの整備
- ・車線の増設
- ・既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設・改築
- ・SA・PA（自動車駐車場）の整備

※下線部は今回追加するもの

高速道路利便増進事業についても、計画作成等の前に、事業評価結果等の概要を公表【法律】

※上記措置に伴い、国幹会議の設置根拠である国幹道法は廃止【法律】

高速道路ストックを有効に活用するとともに、整備過程の透明性を十分に確保した、利便性の高い高速道路の整備を推進

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案 新旧対照条文

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	1
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）	5
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）	7
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	8
○ 道路交通法（昭和三十五年法律百五号）	9
○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）	10
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律百号）	11

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条の三）</p> <p>第二章 管理（第六条—第二十二条）</p> <p>第三章 雑則（第二十三条—第二十五条の二）</p> <p>第四章 罰則（第二十六条—第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において「高速自動車国道」とは、自動車の高速交通の用に供する次に掲げる道路であつて、第四条第一項の規定によりその路線が指定されたものをいう。</p> <p>一 国土を縦貫し、又は横断する道路その他の全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路で政治上、経済上又は文化上特に重要な地域を連絡するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、国の利害に特に重大な関係を有する道路</p> <p>3 2 （略） （略） （削除）</p> <p>4 （略）</p> <p>（予定路線）</p> <p>第三条 高速自動車国道の予定路線は、政令で定める。</p> <p>2 前項の政令においては、路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 管理（第六条—第二十二条）</p> <p>第三章 雑則（第二十三条—第二十五条の二）</p> <p>第四章 罰則（第二十六条—第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条</p> <p>3 2 （略） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（予定路線）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線（国土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ</p>

3| 国土交通大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよ
うとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経な
ければならない。

(路線の指定)

第四条 高速自動車国道の路線は、前条第一項の予定路線のうち
から政令で指定する。

2| 前条第二項及び第三項の規定は、前項の政令について準用す
る。この場合において、同条第二項中「主たる経過地」とある
のは、「重要な経過地その他路線について必要な事項」と読み
替えるものとする。

(整備計画)
第五条 (略)

2| (略)

。を定める。この場合においては、一般自動車道との調整に
ついて特に考慮されなければならない。
2| 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経よう
とするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議（以
下「会議」という。）の議を経なければならない。
3| 国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定
路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しな
ければならない。

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道
路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治
・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害
に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをい
う。

一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路
線を指定したもの

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政
令でその路線を指定したもの

2| 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重
要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなけれ
ばならない。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の
立案をしようとするときは、あらかじめ会議の議を経なければ
ならない。

(整備計画)
第五条 (略)

2| 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものに
ついては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定に
より決定された基本計画に基き定められなければならない。

3| (略)

3| 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

4| 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

5| 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（高速自動車国道の整備過程の透明性の確保）

第五条の二 国は、前条第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は整備計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、当該整備計画又は当該整備計画の変更に係る高速自動車国道の整備について、その効果（高速自動車国道の整備に関する事業の実施が国民生活及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、この法律の規定による社会資本整備審議会の審議のために提出された資料の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資料提出の要求等）

第五条の三 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4| 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について、会議の議を経なければならない。

5| 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

2 | 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うた
め特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者
に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(連結許可等)

第十一条の二 (略)

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当
該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に依り当該各号に
定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることがで
きる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第二項の規定
により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理
する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する
もの 第五条第一項又は第二項の規定により定められた整備
計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基
準に適合するものであること。

三 (略)

3
7 (略)

(連結許可等)

第十一条の二 (略)

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当
該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定
める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができ
る。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の規定
により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理
する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する
もの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備
計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基
準に適合するものであること。

三 (略)

3
7 (略)

改正案	現行
<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等） 第四条（略）</p> <p>2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に関する高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、国民の意見を反映させるため、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するほか、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該計画に定めようとする前項第一号に掲げる事項の概要</p> <p>二 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業（高速自動車国道に係るものに限る。）に関する事項を定めようとする場合にあつては、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条の二の規定により公表されたこれらの事業に係る評価の結果の概要</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る上で適切かつ効果的であると認められること。</p>	<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等） 第四条（略）</p> <p>2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該</p>

二〇四 (略)

五 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業(高速自動車国道に係るものに限る。)に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業の内容が高速自動車国道法第五条第一項又は第二項の整備計画に適合していること。

六 当該計画に第十項第五号に掲げる事務が定められている場合に於ては、当該事務の実施が機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金(同号に規定する料金をいう。第十項第五号において同じ。)の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

5〇9 (略)

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の車線の増設に関する事業(前号に規定するものを除く。)であつて、当該高速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの

三 既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設又は改築に関する事業であつて、既存の高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のためその速やかな実施が特に必要と認められるもの

四 高速道路に附属する自動車駐車場の整備に関する事業(これに附帯する道路の拡幅に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路に附属する既存の自動車駐車場の著しい混雑を緩和するため必要と認められるもの

五 (略)

高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二〇四 (略)

5〇9 (略)

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 (略)

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（社会資本整備審議会の調査審議等） 第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（社会資本整備審議会の調査審議等） 第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、<u>国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き</u>、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第二項に規定する整備計画に適合すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>6 10 （略）</p> <p>（指定区間外の一般国道等の供用の開始）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。</p>	<p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に適合すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>6 10 （略）</p> <p>（指定区間外の一般国道等の供用の開始）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本線車道 二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第二条</u>第一項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三 三〇三（略）</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本線車道 二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第四条</u>第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三 三〇三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。 一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第二条</u> 第一項に規定する高速自動車国道 二（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。 一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第四条</u> 第一項に規定する高速自動車国道 二（略）</p>

改 正 案

第六条（略）
 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
（略）	（略）
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）
（略）	（略）

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一・二（略）
 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）

現 行

第六条（略）
 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
（略）	（略）
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）
（略）	（略）

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一・二（略）
 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）

、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）、住宅生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）

、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）